



平成27年 5月22日

各 位

会 社 名 サ イ ボ ー 株 式 会 社
代表者の 代表取締役社長 飯 塚 剛 司
役職氏名
(コード番号 3 1 2 3 東証2部)
問合せ先 専務取締役 藤 井 孝 男
電話番号 0 4 8 - 2 6 7 - 5 1 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年 5月22日開催の取締役会において、平成27年 6月26日開催予定の第92回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年 5月 1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第29条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (取締役の責任免除) 第29条 <条文省略> 2 本会社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> | (取締役の責任免除) 第29条 <現行どおり> 2 本会社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <条文省略></p> <p>2 本会社は、<u>社外</u>監査役との間で、当該<u>社外</u>監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <現行どおり></p> <p>2 本会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年 6月26日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成27年 6月26日 (予定)

以 上